

【寄附金控除のお知らせ】

（公社）沖縄県獣医師会へ寄附・募金される皆様へ

- （１）公益社団法人 沖縄県獣医師会は、個人が支払った寄附金のうち、一定の金額について、寄附金控除の適用を受けられる寄附金控除対象団体となっております。

本会へ寄附された募金者は、確定申告により所得控除を受けることができますので、確定申告に利用される場合は、誠に恐れ入りますが、本会へご連絡をお願い致します。

- （２）寄附金の種類について

本会への寄附金には、下記のとおり一般寄附金と特定寄附金がありますので、寄附される方は、本会ホームページの「会の事業・活動」等をご参考にお選び下さい。

- １）一般寄附金：個人又は団体等から用途の特定がなされないで受領する寄附金（法人会計、公益目的事業に５０％づつ使用します）

（お振込先） 琉球銀行 古波蔵支店 普通預金
□座番号 ４４２６５９
□座名義 公益社団法人 沖縄県獣医師会

- ２）特定寄附金：個人又は団体等から用途を特定して受領する寄附金

- ①災害時動物救護対策募金

（お振込先） 琉球銀行 古波蔵支店 普通預金
□座番号 ４４０７８０
□座名義 公益社団法人 沖縄県獣医師会

- ②犬猫避妊去勢手術助成事業

（お振込先） 琉球銀行 古波蔵支店 普通預金
□座番号 ４４２６４２
□座名義 公益社団法人 沖縄県獣医師会

〔特別控除の計算例〕

次のいずれか低い金額 - ２千円 = 寄附金控除額（所得控除額）

- １）その年に支出した特定寄附金の額の合計額

2) その年の総所得金額等の40%相当額

※詳細につきましては、税理士又は税務署等へご相談願います。

(3) 募金者の寄附金控除の手続き等について

- 1) 募金者から本会へ申し出があった場合、寄附金のご入金確認後に本会からお礼状（寄附金受領証明となる領収書）をお送り致します。
- 2) お礼状には、住所・氏名の記入が必要となりますので、申し出の際にお知らせ願います。
- 3) 確定申告は、募金者ご自身で行って頂く必要がありますので、確定申告時に、お礼状を添付して下さいますようお願い致します。

問い合わせ先： 沖縄県獣医師会 事務局

TEL 098-853-8001、FAX 098-833-6065

E-mail : okijyu@deluxe.ocn.ne.jp